

# 住所変更手続き 説明会 (法人・事業所様向け)

呉市 都市計画課 総務グループ

# 法人事業所様向け説明の流れ

1. 最初に法人事業所様に共通する手続きなどをご説明いたします。
2. 最後に法人登記をされている法人事業所様への説明をおこないます。

「法人の所在地・代表者の住所変更」「法人の不動産登記変更」について、ご説明いたします。

# 法人事業所様に 共通する手続きなど

# はじめに(表紙・1ページ)

- 住所変更の対象地域  
  広古新開7丁目・8丁目・9丁目
- 住所変更の実施日  
  平成28年9月17日(土)  
  ※この日から変更後の住所を使用することとなります。
- 住所変更手続きは、変更日よりも前に行うことはできません。

住所変更手続きのしおり  
(広古新開7丁目・8丁目・9丁目)

平成28年9月17日(土)から  
住所が変わります。

※ 住所変更手続きは、変更日よりも前に行うことはできませんので、ご注意ください。

住所の変更日は土曜日であるため、呉市役所を含むほとんどの窓口が休みとなっています。ご注意ください。

問い合わせ先

呉市 都市部 都市計画課 総務グループ

☎(0823)25-3366

【ホームページでも情報を発信しています。是非ご覧ください。】

呉市ホームページ [www.city.kure.lg.jp](http://www.city.kure.lg.jp)

行政の窓口 → 組織で探す → 都市部 都市計画課 →

広古新開7丁目・8丁目・9丁目の住居表示再整備(住所変更)

平成28年8月 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ発行

# 目次

## (しおり2ページ)

- はじめに(住所変更の対象地域, 実施日, 手続き開始日)
- みなさまにお届けしたものの
- 住所の変更について
- 郵便について
- 証明書の発行について
- 住所変更手続きについて(手続きが不要なもの, 手続きが必要なもの)

<b>はじめに</b>	
広古新開7丁目・8丁目・9丁目では、土地区画整理事業を実施してきました。現在の住所は、土地区画整理事業により形成された街区をもとにしたものではないため、わかりにくいものになっています。このたびの住居表示再整備による住所変更は、土地区画整理事業により形成された街区をもとに、わかりやすい住所を新しく付けていきます。	
住所の変更に伴い、お住まいの方々の住所や法人・事業所等の所在地の表示が、同封の「住居表示変更通知書」のとおり変更となります。	
住所変更の実施日(平成28年9月17日)以降は、変更後の住所を使用することになりますので、ご協力をお願いいたします。	
<b>目次</b>	
◇ このしおりと一緒にお届けしたもの	3
◇ 委託事業者が取付けに伺うもの (町名補助板・住居番号表示板)	4
◇ 住所の変更について	5
・ 町名のアラビア数字と漢数字について	5
・ 法人登記や不動産登記での町名の数字について	5
◇ 郵便について	6
◇ 証明書の発行(通知書が不足する場合)	7
◇ 住所変更手続きについて	8
・ 手続きが不要なもの	8~10
・ 手続きが必要なもの	11~16
【各種手続きの詳細】	
(運転免許証の手続き)	17
(不動産所有者の変更登記の手続き)	18~20
◇ よくある質問	21
◇ その他ご注意頂きたいこと	22
◇ 委任状の一般的な様式	22
* 手続きの際には、事前に関係機関にお問合せください。	
◇ 関係機関のご案内	23~24



# 住所変更手続きのしおり

(みなさまにお届けしたものの)

- 住所変更手続きのしおりでは、このたびの住居表示再整備に伴う、住所変更の内容や手続きの方法などを解説しております。
- 特に、しおり11ページから16ページまでの「住所変更手続きが必要な主なもの」については、該当されるものがあるかをご確認ください。
- 住所変更手続きについては、後のスライドで詳しくご説明いたします。

## 住所変更手続きのしおり

(広古新開7丁目・8丁目・9丁目)

平成28年9月17日(土)から  
住所が変わります。

※ 住所変更手続きは、変更日より前に行うことはできませんので、ご注意ください。

住所の変更日は土曜日であるため、呉市役所を含むほとんどの窓口が休みとなっています。ご注意ください。

問い合わせ先

呉市 都市部 都市計画課 総務グループ  
☎(0823)25-3366

【ホームページでも情報を発信しています。是非ご覧ください。】

呉市ホームページ [www.city.kure.lg.jp](http://www.city.kure.lg.jp)  
行政の窓口 → 総務で探す → 都市部 都市計画課 →  
広古新開7丁目・8丁目・9丁目の住居表示再整備(住所変更)

平成28年9月 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ発行

# 通知書(住居表示変更通知書)

(みなさまにお届けしたものの)

- 住所の変更についての通知です。
- 対象者の名称, 変更前の住所, 変更後の住所, 実施日が記載されています。
- 法人事業所様に, 6枚を配布しております。
- 住所変更の実施日である平成28年9月17日以降, 証明書として使用できます。
- 住所変更手続きの際, 通知書を添付することにより, 手数料等は免除, 非課税となります。
- 当初配布の枚数で不足する方は, 実施日以降, 証明書をご請求ください。
- 証明書の詳細は, 後のスライドで説明いたします。


住居表示変更通知書

住居表示変更により, あなたの住居については, 次のとおり住居番号等が変更になりましたので, 住居表示に関する法律第4条の規定による呉市住居表示に関する条例第2条及び第3条の規定により, 通知します。

氏名又は名称	■■■■■■■■■■
住居 所 の 表 示 施 設 の 場 所	変更前 呉市広古新御 ■■■■■■■■■■
	変更後 呉市広古新御 ■■■■■■■■■■
住居表示変更の実施日	平成 28 年 9 月 17 日

平成28年8月12日

■■■■■■■■■■ 様

呉市長 

この通知書は, 平成28年9月17日以降, 住居表示変更証明書として使用できます。



# 新旧対照案内図

(みなさまにお届けしたものの)

- 新旧対照案内図は，住所案内用の地図です。各建物の新旧住所がわかるようになっています。
- 区域内に建物を所有する方は，この地図で建物の新しい住所をご確認いただけます。



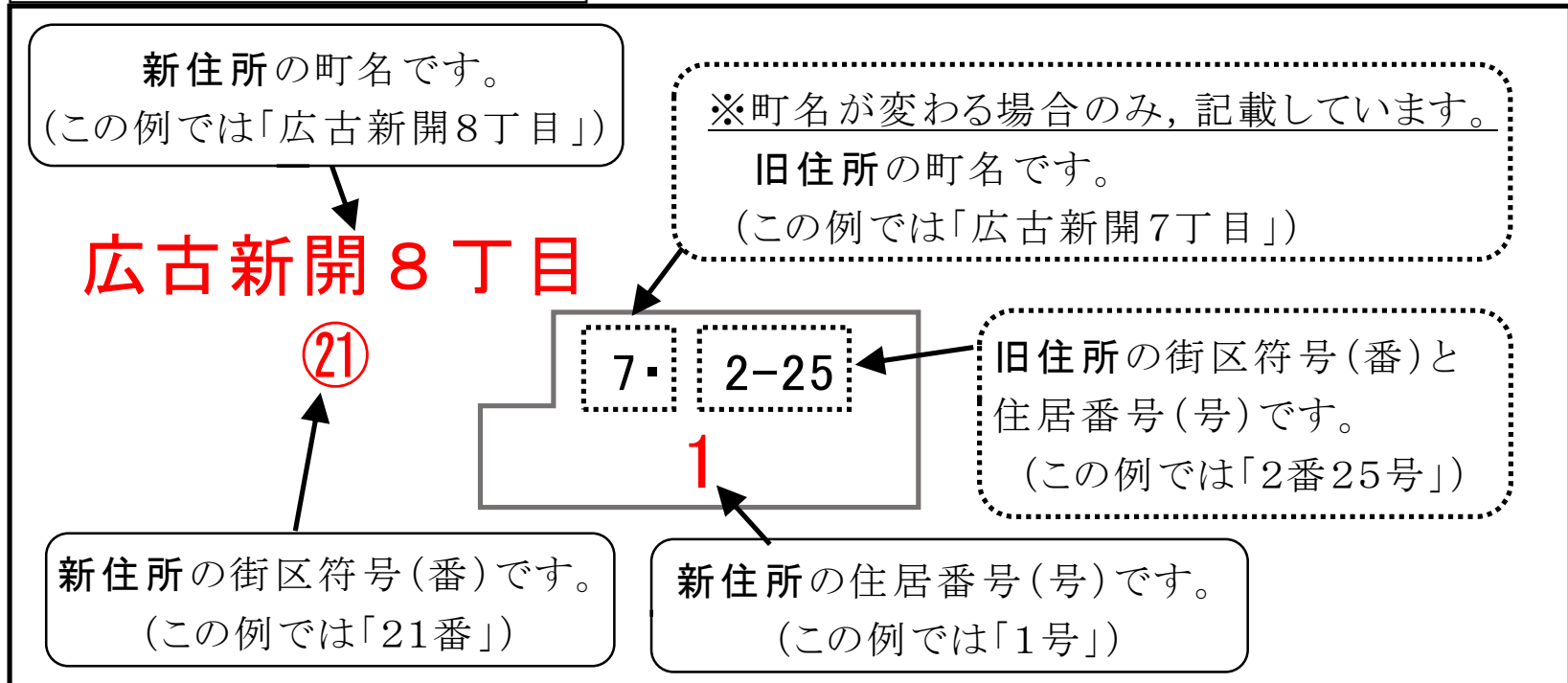
# 新旧対照案内図の見方 1/2

- 新旧対照案内図の左下をご覧ください。



# 新旧対照案内図の見方 2/2

新旧住所の見方 (例) 旧住所: 呉市広古新開7丁目2番25号  
新住所: 呉市広古新開8丁目21番1号



※この記載例は、架空の住所です。

# 街区案内図

(みなさまにお届けしたものの)

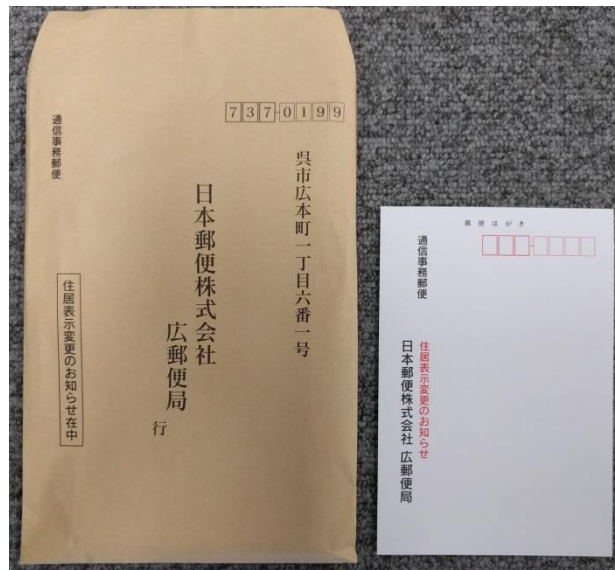
- 街区の案内図です。
- 旧街区と新街区がわかるようになっています。



# お知らせ用はがき

(みなさまにお届けしたものの)

- 法人事業所の方には200枚を配布しています。
- はがきの書き方や投函の方法については、後のスライドで説明いたします。



# 相談窓口，証明書時間外発行臨時窓口のお知らせ (みなさまにお届けしたものの)

- 相談窓口と証明書時間外発行臨時窓口のお知らせです。
- どちらも，広市民センター1階に開設いたします。
- 相談窓口の開設日時  
平成28年9月18日(日)～10月2日(日)  
平日 午前8時30分～午後7時  
土日祝 午前8時30分～午後5時15分
- 証明書時間外発行臨時窓口の開設日時  
平成28年9月18日(日)～10月2日(日)  
平日 午後5時15分～午後7時  
土日祝 午前8時30分～午後5時15分  
※ 平日の午前8時30分～午後5時15分は，広市民センター窓口，本庁都市計画課窓口をご利用ください。

説明会開催相談窓口開設

**証明書・時間外発行 臨時窓口開設  
のお知らせ**  
(住居表示再整備ニュース第5号 平成28年8月発行)

**○ 住所変更手続き 説明会開催のお知らせ**

<場所> 広市民センター内 広まちづくりセンター(呉市広古新開2丁目1番3号)  
<日時> 各回とも同じ内容で1時間程度です。ご都合のよい日時でご参加ください。  
<内容> 住所変更手続きのしおりの内容

※ 住所変更手続きのしおりをお読みいただき，不明な点がない場合は，必ずしも参加していただく必要はありません。

<small>(市民の方向け)</small>	<small>①平成28年8月28日(日) 午前10時・午後2時から ②平成28年8月30日(火) 午後 2時・午後7時から</small>
<small>(法人・事業所の方向け)</small>	<small>①平成28年8月27日(土) 午後 2時から ②平成28年8月29日(月) 午後 7時から</small>

<その他> 説明会当日は，通知書や住所変更手続きのしおりなど，配布物一式をご持参ください。

**駐車場に限りがあります。車での来場はご遠慮ください。**

裏面もご覧ください

# 法人登記をされている法人・事業所の方 (みなさまにお届けしたもの)

- 法人登記をされている法人・事業所の方には、別のしおり「会社等法人の変更登記について」を同封しております。
- 法人登記変更については、こちらをご覧ください。

平成28年9月17日(土) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目  
住居表示再整備による  
会社等法人の変更登記について

○次の場合に、法人の登記変更の申請手続きが必要です。

- (1) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の本店(または主たる事務所)あるいは支店(従たる事務所)の所在地があり、法務局に登録してある場合
- (2) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の代表者の住所がある場合  
法人の代表者とは、株式会社の代表取締役、有限会社の取締役等、法務局に住所が記載されているものをいいます。
- (3) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目にある法人が、土地建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利(抵当権等)を有している場合

お問合せ先

住居表示の変更について 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ  
(0823)25-3366

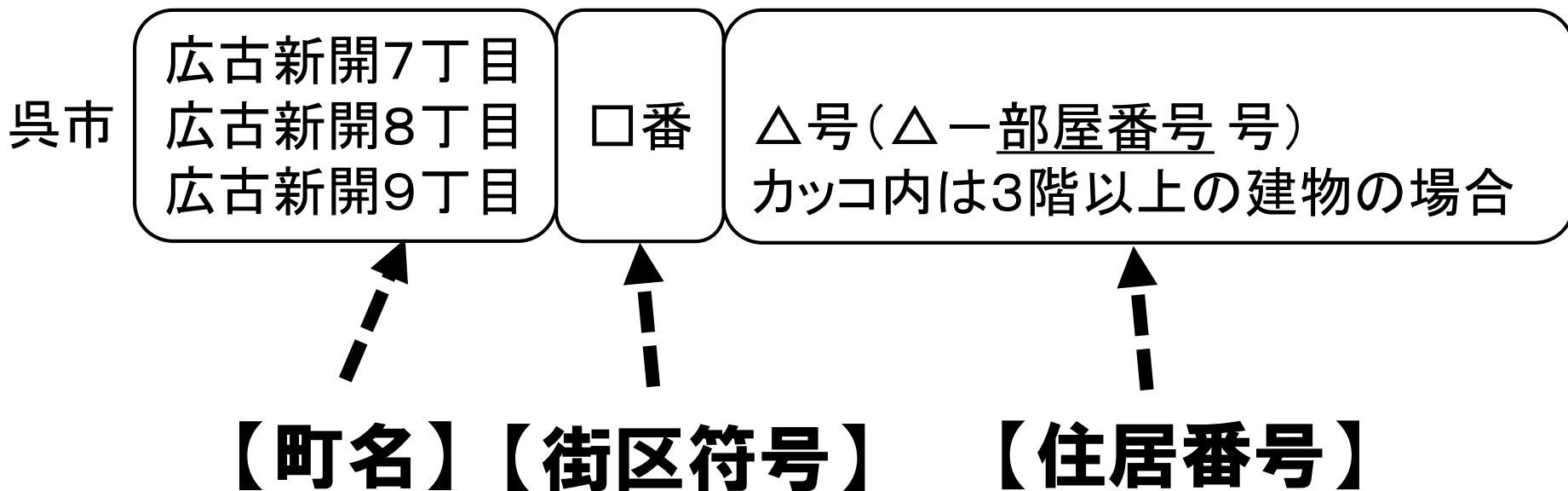
法人登記の変更について 広島法務局 (082)228-5201(代表)

不動産登記の変更について 広島法務局呉支部 (0823)21-9288・9289

# 住所の変更について

(しおり5ページ)

- 住所の変更内容をご説明いたします。





# 町名（広古新開〇丁目）

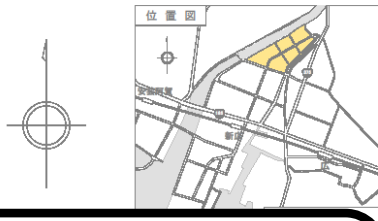
- 広古新開7丁目と8丁目では、町名が変更となる区域があります。
- 「新旧対照案内図」で町名が変わっている区域を確認することができます。
- 「通知書」の変更前と変更後の住所で、町名の部分に変更になっている方は、特にご注意ください。

# 町名が変更される区域

呉市 住居表示 新旧対照案内図

広古新開7丁目  
 広古新開8丁目 住居表示再整備実施地区  
 広古新開9丁目

平成28年9月17日実施 (平成28年7月22日現在調整)



「広古新開8丁目」→  
「広古新開7丁目」

「広古新開7丁目」→  
「広古新開8丁目」



**新旧住所の見方(例)**

旧住所: 呉市広古新開7丁目2番25号  
 新住所: 呉市広古新開8丁目21番1号

新住所の町名です。  
 (この例では「広古新開8丁目」)

※町名が変更される場合のみ、記載しています。  
 旧住所の町名です。  
 (この例では「広古新開7丁目」)

新住所の街区符号(番)と  
 住居番号(号)です。  
 (この例では「2番25号」)

新住所の街区符号(番)です。  
 (この例では「21番」)

新住所の住居番号(号)です。  
 (この例では「1号」)

凡 例		
-----	旧 町 界	(変更済み町界を含む)
-----	新 町 界	
赤字の町名	新 町 名	
-----	街 区 界	
-----	公 園	
-----	町名変更区域	8丁目→7丁目
①	新 街 区 符 号	
-----	(町名変更の丁目)旧街区符号・住居番号	新 住 居 番 号

呉市都市計画課

# 街区符号(○番)

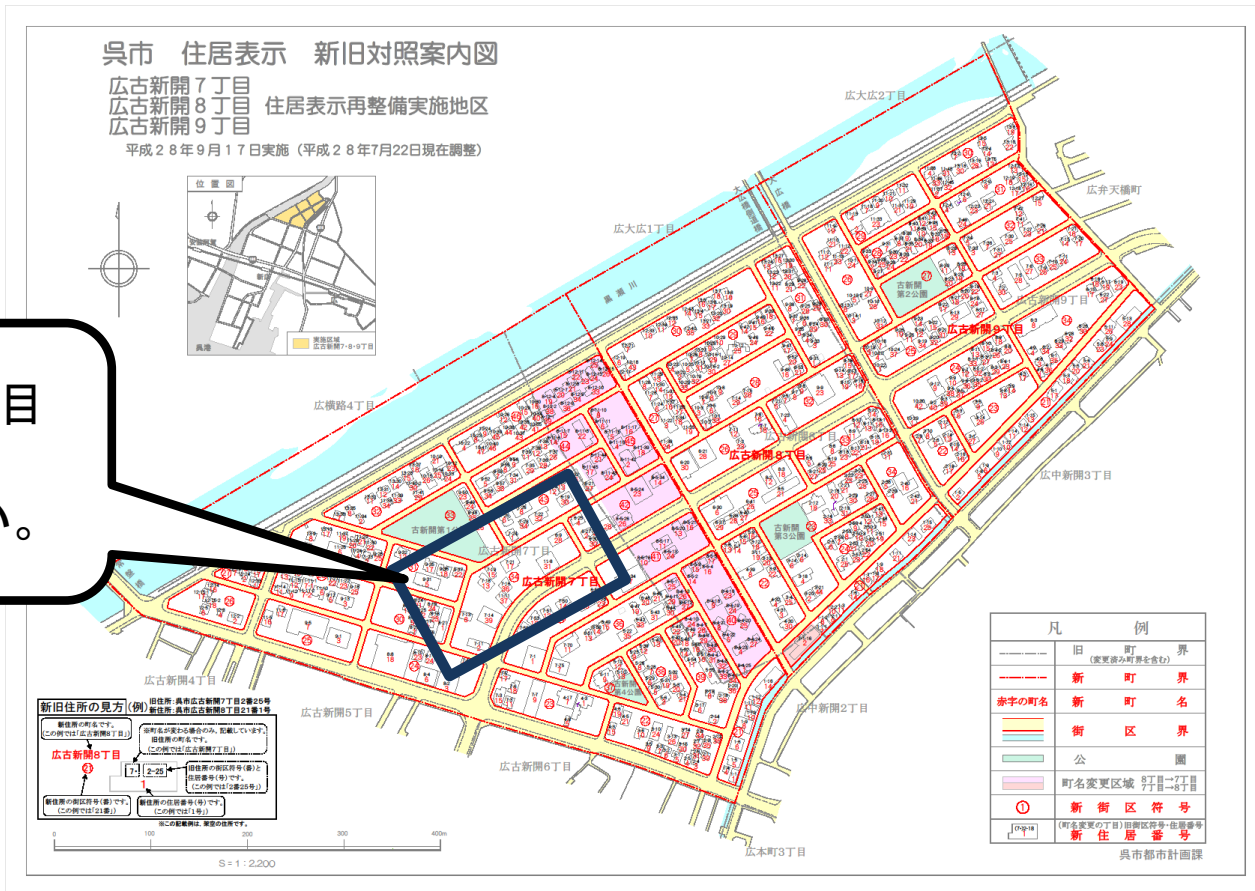
- 変更前の住所では, 1番~13番です。
- 変更後の住所では, 21番から順番につけています。



# 住居番号(○号 または○-**部屋番号**号) 1/2

- 21番から設定した各街区ごとに、右回りに順序良くつけています。
- 3階以上の建物については、部屋番号を加えます。

広古新開7丁目  
街区:34番  
をご覧ください。



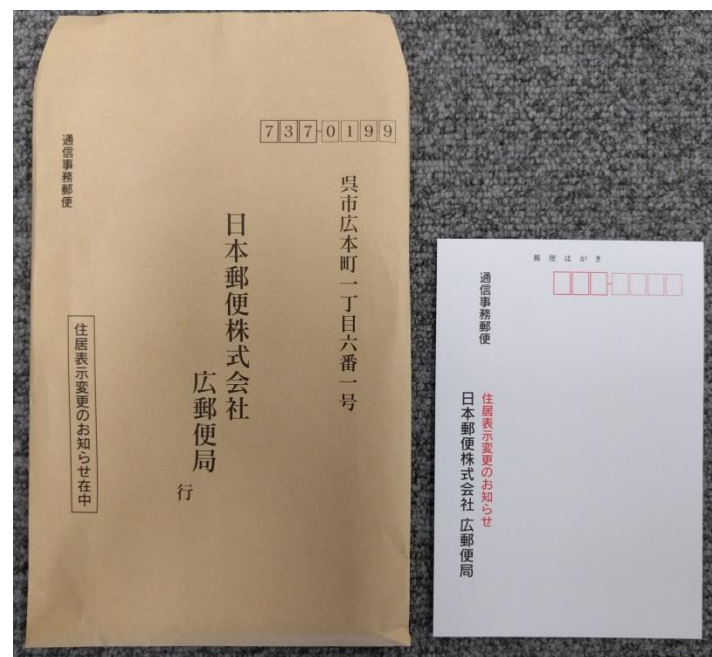
# 住居番号（○号 または○-部屋番号号） 2/2

- 広古新開7丁目 34番街区をご覧ください。
- 右下の角を起点として、右回りに住居番号がついています。



# 住所変更の「お知らせ用はがき」 （「郵便について」しおり6ページ）

- みなさまに配布した「お知らせ用はがき」は、知人や取引先に新しい住所をお知らせするためのはがきで、広郵便局から提供を受けています。
- 送料は無料です。
- このはがきは、住所変更実施日前に投函することができます。
- このはがきは必ず送付しなければならぬものではありません。ご事情に応じてご利用ください。



# 「お知らせ用はがき」の書き方 (しおり6ページ)

(記入例)

郵便はがき

□□□□□□□□

通信事務郵便

住居表示変更のお知らせ

日本郵便株式会社 広郵便局

(住居表示変更のお知らせ)

呉市の住居表示の変更が実施され、平成28年9月17日からお知り合いの方の住所が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

◎ 郵便物をお出しの際は新住所を記入ください。

◎ 住所録(データ等)の訂正をお願いします。

記

〈新住所〉郵便番号 737-0112

呉市広古新開 7丁目 21番 ○号  
方書き・マンション・アパート名等 ○○マンション 201号室

ご氏名 呉市 太郎

〈旧住所〉郵便番号 737-0112

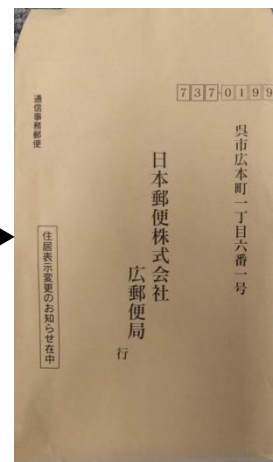
呉市広古新開 7丁目 1番 △号  
方書き・マンション・アパート名等 ○○マンション 201号室

ご自身の新住所、旧住所、名前をご記入ください  
(赤字の部分)。  
新住所、旧住所、名前以外のものを記入することはできません。ただし、時候のあいさつ程度であれば追記しても構いません。

知人や取引先の宛先をご記入ください

- 表面に知人や取引先のあて先をご記入ください。
- 裏面には、ご自身の新住所、旧住所、氏名をご記入ください。

- はがきが入っていた封筒に、はがきをまとめて入れ、ポストに投函してください。
- 平成28年9月17日の実施日以前に投函できます。



# 郵便配達について (しおり6ページ)

- 旧住所で書かれた郵便物でも、住所変更後も当面の間、配達されます。
- 広郵便局への「転送届」の提出は不要です。
- 郵便番号に変更はありません  
737-0112

## 郵便について

### (1) 住所変更の「お知らせ用はがき」について

- このはがきは、新しい住所を知人や取引先などに知らせるもので、日本郵便（株）が発行する無料のはがきです。平成28年9月17日（土）の実施日以前に投函できます。
- ご記入の上、はがきが入っていた封筒にまとめて入れ、ポストに投函してください。あて先が混在していてもかまいません。はがきの裏面余白に、簡単な時候の挨拶程度を記載することは差し支えありません。ただ、営業のご案内などの記載はご遠慮ください。
- 枚数の追加や同形式のはがきをパソコン等で私製したい場合など、「お知らせ用はがき」に関するお問合せは、下記の広郵便局にご相談ください。
- 枚数が不足する場合には、数に限りがありますが、広郵便局と呉市役所に在庫があります。ご希望の方は、広郵便局または呉市役所都市計画課にお問合せください。

### (記入例)

<p>郵便事務郵便</p> <p>住所表示変更のお知らせ</p> <p>日本郵便株式会社 広郵便局</p>	<p>郵便はがき</p> <p>〒737-0112</p>	<p>（住居表示変更のお知らせ）</p> <p>呉市の住居表示の変更が実施され、平成28年9月17日からお知り合いの方の住所が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。</p> <p>◎ 郵便物をお出しの際は新住所を記入ください。</p> <p>◎ 住所録（データ等）の訂正をお願いします。</p> <p>記</p> <p>（新住所）郵便番号 737-0112          呉市広古新開 7丁目21番 ○ 号          万葉マントション ○○マンション 201号室</p> <p>ご氏名 呉市 太郎</p> <p>（旧住所）郵便番号 737-0112          呉市広古新開 7丁目1番 △ 号          万葉マントション          アパート名称 ○○マンション 201号室</p>	<p>ご自身の新住所、旧住所、名前をご記入ください（赤字の部分）。</p> <p>新住所、旧住所、名前以外のものを記入することはできません。ただし、時候のあいさつ程度であれば追記しても構いません。</p>
---	-------------------------------	--	--

### (2) 郵便配達について

- あて先が旧住所で書かれた郵便物でも、住所変更後も当面の間、配達されます。
- 今回の住所変更では、郵便局への転送届は必要ありません。
- 郵便番号に変更はありません。〒737-0112

### (3) 郵便についてのお問合せ

日本郵便株式会社 広郵便局 〒737-0199 呉市広本町1丁目6番1号  
 ☎(0823) 71-9396 受付時間：平日 午前9時～午後5時



# 証明書の発行（通知書が不足する場合） （しおり7ページ）

- 住所変更手続きに必要な「住居表示変更通知書」は、6枚を配布しております。
- 配布した通知書で不足する場合、証明書をご利用ください。
- 証明書発行は、広市民センター、本庁都市計画課、各市民センターです。
- 証明書発行の申請は、郵送でも可能です。詳細はしおり7ページをご覧ください。
- 期間を限定して証明書発行の時間外発行窓口を開設いたします。詳細はA4両面印刷の「お知らせ」をご覧ください。

## 証明書の発行（通知書が不足する場合）

住所変更手続きに必要な「住居表示変更通知書」を15歳以上の方、一人につき6枚ずつ封じておりますが、不足する場合は、平成28年9月20日（火）以降（年末年始及び土日祝日を除く）、呉市役所都市計画課（市役所6階）、広市民センター、各市民センターにて、無料で発行します。

代理の方でも、委任状なしでお取りいただけます。また、郵送での請求も可能です（実施日以前でも請求は可能ですが、発行は実施日以降となります）。

証明書発行の申請の際には、①旧住所 ②新住所 ③氏名の記載が必要になります。この3つがわかるものをご持参ください（氏名だけの発行はできません）。

呉市 都市計画課 総務グループ ☎（0823）25-3366

### <郵送での請求方法>

宛先 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市 都市計画課 総務グループ 宛

上記宛先まで、次の2点を送付してください。

・申請書（便箋等にお書きいただいても結構です）

申請書の記載事項：申請する年月日、申請者の住所と氏名、変更前の住所、変更後の住所、対象者の氏名、証明書の必要枚数、電話番号

・返信用封筒 82円切手を貼り、宛先を記載した封筒

申請書
平成28年○月○日
申請者 呉市中央○丁目○番○号 呉市 花子
住居表示変更証明書の発行を申請します。
変更前住所 呉市広古新開○丁目○番○号
変更後住所 呉市広古新開○丁目△番△号
対象者氏名 呉市 太郎
必要枚数 2枚
電話番号 00-0000

（申請書記載例）

82円 切手	000-0000
呉市中央○丁目○番○号	
呉市 花子	

（返信用封筒記載例）

# 住所変更手続きについて ご説明いたします。

- このたびの住所変更では、自動的に変更となるものと住所変更手続きが必要なものがございます。
- みなさまには住所変更手続きでお手間をおかけすることとなり、申し訳ございません。

住所変更手続きが**不要**なもの

# 水道・下水道，電気，都市ガス

(手続きが**不要**なもの) (しおり9ページ)

- 手続きは不要です。
- 変更手続きの都合上，しばらくの間，旧住所で通知などが届く場合があります。ご了承ください。

## 手続きが不要なもの

(次のものについては，手続きは不要です)

精神障害者保健福祉手帳， 自立支援医療受給者証（精神通 院）	旧住所のままで引き続きご利用いただけます。公簿の書換えは呉市が行います。 手帳・受給者証住所の書換えを希望される場合は， <u>障害福祉課（市役所2階）</u> ， <u>東保健センター（広市民センター内）</u> に来られた際，書換えを行います。	
いきいきパス （高齢者，障害者）	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。	
年 金	国民年金・厚生年金受給権者	日本年金機構が新住所に書き換えます。ただし，日本年金機構へ住民票コードを届け出していない方や届出住所と住民票の住所が異なる方は手続きが必要です。 詳細は，呉年金事務所（☎22-1691）へお問合せください。
	国民年金加入者（第1号被保 険者）（自営業者，学生等）	日本年金機構が新住所に書き換えます。しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合がありますので，ご了承ください。 *年金手帳の住所変更は不要です。
	共済年金受給者	共済組合が新住所に書き換えます。ご不明な点があれば，共済組合にお問合せください。
呉市立小学校及び中学校の児童生徒， 小学校・中学校就学奨励費受給者	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。 *通学区域の変更はありません。	
母子健康手帳，乳幼児検診	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。母子健康手帳の住所記載は各自で変更してください。	
水道・下水道 ☎26-1615 （呉市上下水道局営業課）	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。手続きの都合上，しばらくの間は旧住所で通知等が届く場合があります。ご了承ください。	
電気（中国電力） ☎0120-138-514 （中国電力広島カスタマーセンター）	中国電力に，呉市から新しい住所への書き換えを依頼します。手続きの都合上，しばらくの間は旧住所で通知等が届く場合があります。ご了承ください。 なお，しばらくたっても旧住所で通知等が届く場合は，中国電力にお問合せください。	
都市ガス（広島ガス） ☎22-1234 【受付時間】 月曜日～金曜日 8時50分から19時 土・日・祝祭日 8時50分から17時30分	広島ガスに，呉市から新しい住所への書き換えを依頼します。手続きの都合上，しばらくの間は旧住所で通知等が届く場合があります。ご了承ください。 なお，しばらくたっても旧住所で通知等が届く場合は，広島ガスにお問合せください。	

# 飲食店や理容店の営業許可 医療機関，施術所，歯科技工所の届出事項 薬局，医薬品・毒物劇物販売業の許可事項 第一種動物取扱業の登録 (手続きが**不要なもの**)(しおり10ページ)

- ・ 呉市保健所が公簿の書き換えを行います。
- ・ 手続きは不要です。

手続きが不要なもの	(次のものについては、手続きは不要です)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業許可（飲食店，理容店）</li> <li>・ 医療機関，施術所，歯科技工所の届出事項</li> <li>・ 薬局，医薬品・毒物劇物販売業の許可事項</li> <li>・ 第一種動物取扱業の登録</li> <li>・ 一般廃棄物処理業許可，自動車リサイクル法登録</li> </ul>	<p>手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。</p> <p>* 呉市保健所及び呉市環境部が管轄している一部の許可等を記載しています。 * 掲載以外の各種許可，認可，免許証等は各発行先で確認をお願いいたします。</p>
基地使用許可	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。
飼い犬登録	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。
債権者登録（呉市）	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。
パスポート	<p>パスポートの住所記載は各自で行ってください。変更前の住所は二重線で見え消しし，変更後の住所を追記してください。</p> <p>なお，修正液は利用しないでください。</p>
郵便物	<p>今回の住所変更については，郵便物の転送手続きは不要です。当面の間，旧住所でも郵便物は配達されます。</p> <p>* ゆうちょ銀行や簡易保険などは，手続きが必要です。</p>

# 一般廃棄物処理業許可 自動車リサイクル法登録

(手続きが**不要なもの**)(しおり10ページ)

- ・ 呉市環境部が公簿の書き換えを行います。
- ・ 手続きは不要です。

手続きが不要なもの	(次のものについては、手続きは不要です)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業許可(飲食店, 理容店)</li> <li>・ 医療機関, 施術所, 歯科技工所の届出事項</li> <li>・ 薬局, 医薬品・毒物劇物販売業の許可事項</li> <li>・ 第一種動物取扱業の登録</li> <li>・ 一般廃棄物処理業許可, 自動車リサイクル法登録</li> </ul>	<p>手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。</p> <p>*呉市保健所及び呉市環境部が管轄している一部の許可等を記載しています。 *掲載以外の各種許可, 認可, 免許証等は各発行先で確認をお願いいたします。</p>
墓地使用許可	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。
飼犬登録	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。
債権者登録(呉市)	手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。
パスポート	<p>パスポートの住所記載は各自で行ってください。変更前の住所は二重線で見え消しし, 変更後の住所を追記してください。</p> <p>なお, 修正液は利用しないでください。</p>
郵便物	<p>今回の住所変更については, 郵便物の転送手続きは不要です。当面の間, 旧住所でも郵便物は配達されます。</p> <p>*ゆうちょ銀行や簡易保険などは, 手続きが必要です。</p>

# 結核予防指定医療機関 生活保護指定医療機関

(手続きが不要なもの) (通知書配布後お問い合わせ頂いたもの)

- 結核予防指定医療機関

保健所に確認したところ、変更申請は不要です。

- 生活保護指定医療機関

呉市が職権で変更しますので、手続きは不要です。

※上記の内容については、9月上旬に発行いたします「住居表示再整備ニュース第6号」でみなさまにお知らせいたします。

続きまして、  
住所変更手続きが「**必要**」な  
主なものをご説明いたします。



# 住所変更手続きで特にご注意いただきたいこと

## 手続き「**開始日**」と「**窓口の休み**」について

### (しおり11ページ)

- 住所変更手続きの開始は、実施日（平成28年9月17日）以降にお願いいたします。
- 実施日よりも前に手続きをすることはできません。
- 実施日は土曜日であるため、多くの窓口が休みとなっております。 **ご注意ください。**

#### 手続きが必要ななもの

住所は平成28年9月17日（土）から変更となりますが、土日祝日が多くの窓口が休みのため、お手続きは原則、平成28年9月20日（火）以降にお願いします。住所変更手続きは、変更日よりも前に行うことはできませんので、ご注意ください。

次のものに關しては、必要に応じて住所変更手続きをお願いいたします。手続き内容は12ページ以降をご覧ください。

住所変更手続きでは、「住居表示変更通知書」をご利用ください。枚数が不足する場合や15歳未満の方が証明書を必要とする場合は、7ページをご覧ください。

該当するものについて、手続きをお願いいたします。

#### <自動車関係>

- 運転免許証の住所 17ページに詳しく記載しています。
- 自動車検査証（軽自動車を除く自動車、250ccを超える二輪車）の使用者、所有者の住所
- 軽自動車検査証の使用者・所有者の住所
- 軽自動車届出済証（軽二輪自動車〔125ccを超え250cc以下〕）の使用者・所有者の住所

#### <不動産登記関係>

- 不動産（土地・建物）所有者の住所

#### <法人登記関係>

- 法人の所在地・代表者の住所

#### <社会保険（年金・健康保険）関係>

- 国民年金第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）の住所
- 社会保険（年金・健康保険）に加入の事業所にお勤めの方の住所
- 社会保険に加入している事業所の所在地

#### <その他市役所関係>

- 個人番号（マイナンバー）カードの住所
- これから個人番号（マイナンバー）カードを申請される方
- 通知カードの住所
- 住民基本台帳カード（顔写真付き）の住所
- 特別永住者証明書、在留カードの住所
- 障害者有料道路割引
- 支給認定証（認可保育所）の住所
- 放課後児童会に通う児童の住所
- 被爆者健康手帳の住所
- 指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者証の住所
- 図書館利用者カード

# 車検証，届出済証（しおり12ページ） （手続きが**必要**なもの）

- 車検証や届出済証の住所変更は，郵送で行うことが出来ません。
- また，土日祝日の受付もございません。
- 手続き先が呉市から遠く，手続きをされる際にはみなさまにご面倒をおかけすることとなります。申し訳ございません。
- 変更手続きの期限については，実施日以降，みなさまのご都合に合わせて，なるべくお早めをお願いいたします。車検が近い場合はその際をお願いいたします。

※ 自動車税は，手続き不要です。広島県西部県税事務所が送付先住所を新しい住所に変更いたします。

※ 125cc以下の二輪車は，手続き不要です。呉市が新しい住所に変更いたします。

<その他>

- 呉市立小学校・中学校以外の学校に通学している児童・生徒の住所
- 携帯電話等契約者の住所
- 固定電話をお持ちの方の住所
- 金融機関，保険会社，ゆうちょ銀行との取引や契約のある方の住所
- 会社等にお勤めの方の住所
- 各種免許・許可証の住所

（自動車関係）

内容	手続き先	期限	必要書類
運転免許証の住所 ※詳細は，17ページをご覧ください。	広島警察署 呉警察署 広島県運転免許センター	住所変更の実施日以降すみやかに	①運転免許証 ②記載事項変更届（窓口にご持参ください） ③住所表示変更通知書（または）
自動車検査証 （自動車〔軽自動車を除く〕，250ccを超える二輪車）の使用者・所有者の住所	中国運輸局広島運輸支局 ☎050-5540-2068	住所変更の実施日以降，なるべくお早めに（車検に近い場合は，車検時等に申請してください。）	①車検証又は届出済証（2輪車の場合） ②住所表示変更通知書（または）住所表示変更証明書 ③印鑑（認印） ④申請書（手続先にあります）
軽自動車検査証の使用者・所有者の住所	軽自動車検査協会広島主幹事務所 ☎050-3816-3080	住所変更の実施日以降，なるべくお早めに（車検に近い場合は，車検時等に申請してください。）	①車検証 ②住所表示変更通知書（または）住所表示変更証明書 ③印鑑（認印） ④申請書（手続先にあります）
軽自動車届出済証 （軽二輪自動車（125ccを超え250cc以下）の使用者・所有者の住所	中国運輸局広島運輸支局 ☎050-5540-2068	住所変更の実施日以降，なるべくお早めに	①届出済証 ②住所表示変更通知書（または）住所表示変更証明書 ③印鑑（認印） ④陪責保険証明書 ⑤申請書（手続先にあります）

\*各機関の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」（23ページ）でご確認ください。

\*125cc以下の二輪車使用者・所有者の住所変更手続きは必要ありません。呉市役所が新住所に変更します。ご不明な点は，市民税課諸税グループ（☎25-3198）へお問合せください。

\*自動車検査証，軽自動車検査証，軽自動車届出済証の申請書については，有料（30円程度）となります。あらかじめご了承ください。

# 不動産登記関係(しおり13ページ)

## (手続きが**必要**なもの)

- 不動産(土地・建物)の所有者の住所については、変更手続きの期限は、特にありません。
  - 売買や贈与などの事由が発生したときに併せて行ってもかまいません。
  - 不動産(土地・建物)の所有者の住所変更については、18ページ以降に解説をしております。手続きを希望される方はご覧ください。
- ※ 広古新開7丁目, 8丁目, 9丁目内の不動産については、換地処分公告日から3カ月程度は登記閉鎖のため、手続きはできません。ご注意ください。

(不動産登記関係)

内容	手続先	期限	必要書類
不動産(土地・建物)の所有者の住所 ※詳細は、18ページをご覧ください。	不動産を管轄する法務局 * 広古新開7丁目、8丁目及び9丁目内の不動産の管轄は広島法務局所管です。	特に期限はありません。売買・贈与などの事由が発生したときに併せて行っても構いません。 * 広古新開7丁目、8丁目及び9丁目内の不動産については、換地処分公告日から3カ月程度は登記閉鎖のため、手続きはできません。	①不動産登記申請書 ②住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書) ③印鑑(認印でも可)

\*各種間の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」(23ページ)でご確認ください。

(法人登記関係)

内容	手続先	期限	必要書類
法人の所在地、代表者の住所 *詳細は「会社法」の改正に関する法律(平成28年法律第22号)に基づき、平成28年9月17日(土)以降に施行される法律に基づき、変更する場合は、広島法務局が管轄です。 *住所変更の届出は、広島法務局が管轄です。	本店を管轄する法務局 * 本市内にある場合は、広島法務局が管轄です。 * 支店を管轄する法務局 * 本市内にある場合は、広島法務局が管轄です。	住所変更の実施日から2週間以内 住所変更の実施日から3週間以内 *本店の登記手続きを先に済ませてください。	①会社変更登記申請書 ②住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書) ③会社変更登記申請書 ④本店の登記を証する「登記事項証明書」

\*各種間の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」(23ページ)でご確認ください。

(社会保険(年金・健康保険)関係)

内容	手続先	期限	必要書類
国民年金第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者)の住所	扶養者の勤務先 * 扶養者が勤務先にご確認ください。	住所変更の実施日以降すみやかに	扶養者の勤務先にご確認ください。
社会保険(年金・健康保険)に加入の事業所に加入している方の住所	勤務先にご確認ください。	住所変更の実施日以降すみやかに	勤務先にご確認ください。
社会保険に加入している事業所の所在地	国民年金事務所 〒2-1-691	住所変更の実施日以降すみやかに	①適用事業所所在地変更届 ②住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書)

\*各種間の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」(23ページ)でご確認ください。  
\*上記に関する申請票用紙は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

**不動産所有者の変更登記の手続き**

問い合わせ先 不動産を管轄する法務局  
※広島法務局東支局 ☎(0823)21-9288・9289

住居表示変更区域内に住所があり、不動産(土地・建物)をお持ちの方は、登記簿に記載されている不動産所有者の住所を変更する必要があります。ただし、法令上の手続き期限はありませんので、売買・贈与などの事由が発生したときに、併せて行っても構いません。  
該当する方は、20ページの書式例を参考に登記申請書を作成し、住居表示変更通知書または住居表示変更証明書を添付して手続きを行ってください。手続きは無料です。  
※ 司法書士等に依頼した場合の報酬などは、皆様の負担(有料)となりますので、ご注意ください。

**<手続先>** 不動産を管轄する法務局

**<手続開始>** 平成28年9月17日(土)以降  
※手続きは、売買や贈与などの事由が発生したときに、併せて行っても構いません。  
※窓口は、土日祝日はお休みです。窓口でのお手続きは、平成28年9月20日(火)以降にお願いします。

**<受付時間>** 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分  
(不動産を管轄する法務局に事前に確認ください。)

**<必要書類>** ①不動産登記申請書  
ご自身で同様の書式で作成したもので構いません。  
②住居表示変更通知書または住居表示変更証明書  
③印鑑(認印可)(スタンプ印は不可)  
※ 変更前住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、住民票などその移転等の経路を証明(有料)するものが必要です。

**<郵送による手続き>**  
\* 手続きは郵送で行うことができます。  
\* 申請書等を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載し、管轄の法務局に書留郵便で送付してください。

# 法人登記関係(しおり13ページ) (手続きが**必要**なもの)

- 法人の所在地や代表者の住所について、手続きが必要です。
- 法人登記をされている法人事業所様に、「会社等法人の変更登記について」を同封しております。
- 詳細は後のスライドでご説明いたします。



平成28年9月17日(土) 広島新開7丁目・8丁目・9丁目  
住居表示再整備による  
会社等法人の変更登記について

○次の場合に、法人の登記変更の申請手続きが必要です。

- (1) 広島新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の本店(または主たる事務所)あるいは支店(従たる事務所)の所在地があり、法務局に登録してある場合
- (2) 広島新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の代表者の住所がある場合  
法人の代表者とは、株式会社の代表取締役、有限会社の取締役等、法務局に住所が記載されているものをいいます。
- (3) 広島新開7丁目・8丁目・9丁目にある法人が、土地建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利(抵当権等)を有している場合

お問合せ先

住居表示の変更について 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ  
(0823)25-3366

法人登記の変更について 広島法務局 (082)228-5201(代表)

不動産登記の変更について 広島法務局呉支局 (0823)21-9288-9289

(不動産登記関係)

内容	手続き先	期限	必要書類
不動産(土地・建物)の所有者の住所 ※詳細は、18ページをご覧ください	不動産を管轄する法務局 *広島新開7丁目、8丁目及び9丁目内の不動産の管轄は広島法務局呉支局です。	特に期限はありません。売買や贈与などの事由が発生したときに備えて行っても構いません。 *広島新開7丁目、8丁目及び9丁目内の不動産については、登記処分公告日から3カ月以内は登記閉鎖のため、手続きはできません。	①不動産登記申請書 ②住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書) ③印鑑(認印でも可)

(法人登記関係)

内容	手続き先	期限	必要書類
法人の所在地・代表者の住所 *詳細は「会社等法人の変更登記について」をご確認ください(法人のみ同封しています)。	本店を管轄する法務局 *呉市内にある場合は、広島法務局が管轄です。 支店を管轄する法務局 *呉市内にある場合は、広島法務局が管轄です。	住所変更の実施日から2週間以内 住所変更の実施日から3週間以内 *本店の登記手続きを先に済ませてください。	①会社変更登記申請書 ②会社代表者変更通知書(または住居表示変更証明書) ③本店の変更登記を証する「登記事項証明書」

\*各機関の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」(23ページ)でご確認ください。

(社会保険(年金・健康保険)関係)

内容	手続き先	期限	必要書類
国民年金第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者)の住所	扶養者の勤務先にご確認ください。	住所変更の実施日以降すみやかに	扶養者の勤務先にご確認ください。
社会保険(年金・健康保険)に加入の事業所にお勤めの方の住所	勤務先にご確認ください。	住所変更の実施日以降すみやかに	勤務先にご確認ください。
社会保険に加入している事業所の所在地	呉年金事務所 番22-1691	住所変更の実施日以降すみやかに	①通用事業所所在地変更届 ②住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書)

\*各機関の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」(23ページ)でご確認ください。

\*上記に関する申請届出用紙は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

# 社会保険(年金・健康保険)関係 (しおり13ページ) (手続きが必要なもの)

## ● 社会保険に加入している事業所

呉年金事務所への手続きが必要です。詳細については、呉年金事務所にお問合せください。

(不動産登記関係)

内容	手続先	期限	必要書類
不動産(土地・建物)の所有者の住所  ※詳細は、18ページをご覧ください。	不動産を管轄する法務局  * 広島新開7丁目、8丁目及び9丁目内の不動産の管轄は広島法務局呉支局です。	特に期限はありません。売買や贈与などの事由が発生したときに併せて行っても構いません。  * 広島新開7丁目、8丁目及び9丁目内の不動産については、 <u>地処分公告日から3カ月程度</u> は登記閉鎖のため、手続きはできません。	①不動産登記申請書  ②住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書)  ③印鑑(認印でも可)

\*各機関の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」(23ページ)でご確認ください。

(法人登記関係)

内容	手続先	期限	必要書類
法人の所在地・代表者の住所  *詳細は「会社等法人の変更登記について」をご覧ください(法人にのみ同封しています)。	本店を管轄する法務局 * 呉市内にある場合は、広島法務局が管轄です。  支店を管轄する法務局 * 呉市内にある場合は、広島法務局が管轄です。	住所変更の実施日から <u>2週間以内</u>  住所変更の実施日から <u>3週間以内</u> * 本店の登記手続きを先に済ませてください。	①会社変更登記申請書 ②住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書)  ①会社変更登記申請書 ②本店の変更登記を証する「登記事項証明書」

\*各機関の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」(23ページ)でご確認ください。

(社会保険(年金・健康保険)関係)

内容	手続先	期限	必要書類
国民年金第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者)の住所	扶養者の勤務先にご確認ください。	住所変更の実施日以降すみやかに	扶養者の勤務先にご確認ください。
社会保険(年金・健康保険)に加入の事業所にお勤めの方の住所	勤務先にご確認ください。	住所変更の実施日以降すみやかに	勤務先にご確認ください。
社会保険に加入している事業所の所在地	呉年金事務所 ☎22-1691	住所変更の実施日以降すみやかに	①適用事業所所在地変更届 ②住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書)

\*各機関の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」(23ページ)でご確認ください。

\*上記に関する申請届出用紙は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

# その他、みなさまのご契約やご利用に応じて、 住所変更手続きをお願いしたいもの (しおり16ページ)

次のものについては、契約先などにご  
確認ください。

- 携帯電話をお持ちの方
- 固定電話をお持ちの方
- 銀行などの金融機関，保険会社，ゆうちょ銀行との取引や契約がある方
- 各種免許や許可証をお持ちの方

(その他)

内容	手続等
呉市立小学校・中学校以外 <sup>※</sup> の学校に通学している児童・生徒の住所	通学先にご確認ください。
携帯電話等契約者の住所	契約先にご確認ください。
固定電話をお持ちの方の住所	契約先にご確認ください。 N T T 西日本の場合は、116にお問い合わせください。
金融機関、保険会社、ゆうちょ銀行との取引や契約のある方の住所	取引先、契約先にご確認ください。
会社等にお勤めの方の住所	勤務先にご確認ください。
各種免許・許可証の住所	関係機関にご確認ください。

○携帯電話，銀行など主な問い合わせ先

(フリーダイヤルは、一部IP電話からは、つながらない場合があります。)

携 帯 電 話	NTTドコモ	ドコモインフォメーションセンター ・ドコモ携帯電話から 151(無料) ・一般電話から 0120-800-000(無料)
	au (KDDI)	総合案内 ・au 携帯電話から 157(無料) ・一般電話から 0077-7-111(無料)
	ソフトバンク モバイル	総合案内 ・ソフトバンク携帯電話から 157(無料) ・一般電話から 0800-919-0157(無料)
銀 行 等	広島銀行	住所変更手続きの詳細は、お取引店にご確認ください。
	もみじ銀行	広島支店・・・・・・・・・・・・・・ ☎71-9131
	伊予銀行	呉支店・・・・・・・・・・・・・・ ☎75-1414
	呉信用金庫	くれしんお客様ダイレクトサービスセンター・・・・・・ ☎0120-270-043(無料)
	中国労働金庫	呉支店・・・・・・・・・・・・・・ ☎21-6247
	呉農業協同組合	広西支店・・・・・・・・・・・・・・ ☎72-4411
	ゆうちょ銀行	ゆうちょコールセンター・・・・・・・・・・・・ ☎0120-108-420(無料)

# 小児慢性特定疾病指定医療機関

(手続きが**必要**なもの) (通知書配布後お問い合わせ頂いたもの)

- 小児慢性特定疾病指定医療機関  
変更届の提出が必要です。  
変更届の様式は、呉市ホームページにあります。  
「住居表示変更通知書」を添付し、保健所保健総務課にご提出ください。

呉市ホームページ [www.kure.lg.jp](http://www.kure.lg.jp)

組織で探す → 福祉保健部 保健総務課 → 届出・申請 →  
指定医療機関の指定医の申請手続き(小児慢性特定疾病医療  
費助成制度)

※上記の内容については、9月上旬に発行いたします「住居表示再整備  
ニュース第6号」でみなさまにお知らせいたします。

# • これまでいただいたご質問とその回答(しおり21～22ページ)

# • 委任状の一般的な様式(しおり22ページ)

※ 各手続き先で委任状の様式が定められている場合があります。住所変更手続きの前に各機関にご確認ください。

**よくある質問**

○「住居表示変更通知書」や「住居表示変更証明書」のコピーは有効ですか。

- ・ 手続先によっては、コピーでも良い場合もあります。各手続先にご確認ください。
- ・ 証明書の枚数が不足する場合は、平成28年9月20日(火)以降、期限なく、無料で発行いたしますので、必要な枚数をご請求ください。

○「住居表示変更通知書」の枚数が不足する場合、「住居表示変更証明書」の請求は、郵送でも可能ですか。

- ・ 可能です。詳細は7ページをご覧ください。

○「お知らせ用はがき」が不足する場合、追加してもらえますか。

- ・ 数に限りがありますが、可能です。詳細は6ページをご覧ください。

○不動産や法人の手続きをしたいのですが、管轄の法務局がわかりません。

- ・ 法務局のホームページに管轄の案内が掲載されています。
- ・ 法人であれば、広島法務局 ☎(082)228-5201にお問合せください。
- ・ 不動産であれば、広島法務局呉支局 ☎(0823)21-9288・9289にお問合せください。

○今後、建物を建て替える場合に必要な手続きはありますか。

- ・ 同じ敷地であっても、建て替える場合は、呉市役所都市計画課へ新築届の提出が必要です。

○住所変更に伴う封筒や名刺などの印刷経費などの負担、登記申請で司法書士等に依頼した場合の報酬等について、呉市からの補助などはありますか。

- ・ 申し訳ございませんが、補助(補償)の制度はございません。名刺、封筒、パンフレットなどの印刷費用、印刷作成費用、司法書士等への依頼した場合の報酬などは自己負担となります。

○本籍は変わるのですか。

- ・ 自動的に変わることはありません。本籍地の変更を希望しない場合は、手続き不要です。
- ・ 広島新聞7丁目、8丁目及び9丁目に本籍をお持ちの方で、土地区画整理事業の換地後、本籍地の変更を希望される場合は、窓口にて手続きをお願いします。詳細は市民窓口課戸籍グループ(☎25-3163)へお問合せください。

○住宅ローン控除の証明書が旧住所になっています。住宅ローン控除を受ける際どのような手続きが必要ですか。

- ・ 申告の際、住居表示変更通知書または住居表示変更証明書を住宅ローンの証明書に添付し、新しい住所で申請をしてください。

21

**その他ご注意頂きたいこと**

○通信販売で登録している住所について

- ・ 通信販売で会員として登録されている住所についても、変更手続きをお忘れなよう、お願いいたします。なお、変更手続きは、住所変更の実施日以降にお願いいたします。

**委任状の一般的な様式**

※ここでは、一般的な委任状の様式を記載しています。  
\*各手続き先で委任状の様式が定められている場合があります。住所変更手続きの前に各機関にご確認ください。

以下、委任状の一般的な様式を記載します。

委任状

代理人の住所 **呉市中央〇丁目〇番〇号**  
氏名 **呉市 花子**

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任します。

平成28年9月17日住居表示の変更による〇〇〇〇〇〇の住所変更手続きを〇〇〇〇に申請する一切の件。 (注1)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(住所) **呉市広島新聞7丁目〇番〇号** (新表示)

(氏名) **呉市 太郎 印** (注2)

(注1) 委任する事項を具体的に記入してください。手続き先を記入してください。  
(注2) 朱肉を利用する印鑑を押印してください。スタンプ印は使用できません。

22



# ● 関係機関のご案内(しおり23～24ページ)

## 関係機関のご案内

### 住居表示全般に関すること

■呉市役所  
都市部 都市計画課 総務グループ (市役所4階)  
呉市中央4丁目1番6号  
☎ (0823) 25-3366  
電子メールアドレス toakei@city.kure.lg.jp  
FAX (0823) 24-6831

### 各種手続きに関すること

■呉市役所 呉市中央4丁目1番6号  
☎ (0823) 25-3100 (代表)  
(マイナンバー、住基カード、特別永住者等)  
市民窓口課 住民記録グループ (市役所1階)  
☎ (0823) 25-3161  
(障害者有料道路割引)  
障害福祉課 給付グループ (市役所2階)  
☎ (0823) 25-3135  
(支給認定証、認可保育所、認定こども園)  
子育て施設課 保育認定グループ (市役所3階)  
☎ (0823) 25-3144  
(放課後児童会)  
子育て支援課 企画グループ (市役所2階)  
☎ (0823) 25-3264

■呉市保健所 サコヤがセンターくわ  
呉市和庄1丁目2番13号

(被爆者健康手帳)  
保健総務課 庶務グループ  
☎ (0823) 25-3534  
(指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者証)  
保健総務課 予防グループ  
☎ (0823) 25-3525

■広市民センター 呉市広古新開2丁目1番3号  
※広市民センターでは、マイナンバー、住基カード、特別永住者等の手続きも可能です。ただし、一部手続きについて、広市民センターでは変更手続きができないものがございます。詳しくは、8～9ページ、14～15ページをご覧ください。  
(図書館利用者カード)  
図書館 ☎ (0823) 71-7470

■広島警察署 地図1  
呉市広大新開1丁目6番6号  
☎ (0823) 75-0110

■広郵便局  
呉市広本町1丁目6番1号  
☎ (0823) 71-9396

■呉警察署 地図2  
呉市西中央2丁目2番4号  
☎ (0823) 29-0110

■広島法務局呉支局(不動産登記部門)  
呉市中央3丁目9番15号  
☎ (0823) 21-9288・9289

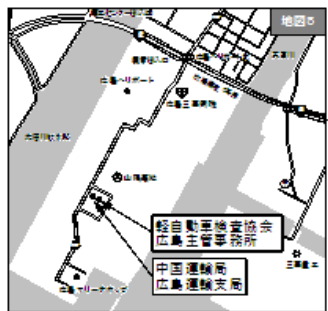
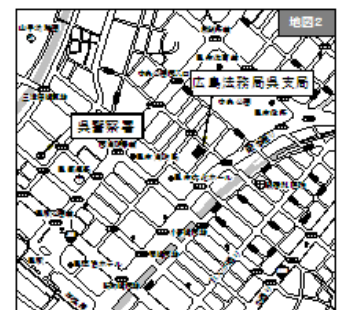
■呉年金事務所 地図3  
呉市室町2番11号  
☎ (0823) 22-1691

■広島法務局(法人登記部門) 地図4  
広島市中区上八丁堀6番30号  
広島合同庁舎3号館  
☎ (082) 228-5201 (代表)  
JR広島駅 合同庁舎自由通路西行バス乗車「合同庁舎前」停留所下車 徒歩1分

■中国運輸局広島運輸支局 地図5  
広島市西区観音新町4丁目13-13-2  
☎ 060-6640-2068

■軽自動車検査協会広島主管事務所  
広島市西区観音新町4丁目13-13-4  
☎ 060-3816-3080  
JR広島駅 広島駅西口 徒歩1分  
JR広島駅 山陽本線前「マリーナホップ」行バス乗車「山陽本線前」停留所下車 徒歩1-3分

■広島県運転免許センター 地図6  
広島市佐伯区石内南3丁目1番1号  
☎ (082) 228-0110  
警察本部の案内が母体なので「広島県運転免許センター」の名称は使用していません。  
アストムエーシン広島西園駅前 広島西園駅前(広島駅南東大入口)バス停「免許センター」行広島電停バス乗車「運転免許センター」停留所下車 徒歩1分



- このたびは、住居表示再整備に伴い、みなさまに住所変更手続きのお手間をおかけすることとなり、大変申し訳ございません。
- このたびの住居表示再整備は、誰にでもわかりやすい街にするために必要なものでございます。
- みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

# みなさまへのお願い

- 住所変更の実施日 平成28年9月17日からは、変更後の住所をお使ください。
  - ※ あて先が変更前住所で書かれた郵便でも、住所変更後も当面の間、配達されますのでご安心ください。
- 住所変更手続きは、実施日である平成28年9月17日から可能です。
- ただ、実施日が土曜日であるため、市役所を含むほとんどの窓口が休みとなっておりますので、ご注意ください。
- 住所変更に伴う名刺、封筒、パンフレットなどの経費、登記申請で司法書士に依頼した場合の報酬、各種申請を依頼した場合の代行手数料などは、自己負担となりますので、ご了承ください。

- 以上が、法人事業所様に共通する手続きなどの説明です。
- これ以降の説明は、法人登記をされている法人事業所様への説明となります。

# 会社等法人の変更登記について 「法人の所在地・代表者の住所」

## 法人登記をされている 法人事業所様向け

法人登記をされている法人事業所様には、  
法人登記変更を解説した  
「会社等法人の変更登記について」を  
配布しております。

平成28年9月17日(土) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目  
住居表示再整備による  
会社等法人の変更登記について

○次の場合に、法人の登記変更の申請手続きが必要です。

- (1) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の本店(または主たる事務所)あるいは支店(従たる事務所)の所在地があり、法務局に登録してある場合
- (2) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の代表者の住所がある場合  
法人の代表者とは、株式会社の代表取締役、有限会社の取締役等、法務局に住所が記載されているものをいいます。
- (3) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目にある法人が、土地建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利(抵当権等)を有している場合

お問合せ先

住居表示の変更について 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ  
(0823) 25-3366

法人登記の変更について 広島法務局 (082) 228-5201(代表)

不動産登記の変更について 広島法務局呉支局 (0823) 21-9288-9289

# 次の場合に，法人の登記変更の 申請手続きが**必要**です。(表紙)

1. 広島新開7丁目・8丁目・9丁目に，法人の本店(または主たる事務所)あるいは支店(従たる事務所)の所在地があり，法務局に登記している場合
2. 広島新開7丁目・8丁目・9丁目に，法人の代表者の住所がある場合
3. 広島新開7丁目・8丁目・9丁目にある法人が，土地建物等の不動産を所有している場合

※ 法人の代表者とは，株式会社の代表取締役，有限会社の取締役など，法務局に住所が登記されている方を言います。

平成28年9月17日(土) 広島新開7丁目・8丁目・9丁目  
住居表示再整備による  
会社等法人の変更登記について

- 次の場合に，法人の登記変更の申請手続きが必要です。
- (1) 広島新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の本店(または主たる事務所)あるいは支店(従たる事務所)の所在地があり，法務局に登記してある場合
  - (2) 広島新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の代表者の住所がある場合  
法人の代表者とは，株式会社の代表取締役，有限会社の取締役等，法務局に住所が記載されているものをいいます。
  - (3) 広島新開7丁目・8丁目・9丁目にある法人が，土地建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利(抵当権等)を有している場合

お問合せ先

住居表示の変更について 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ  
(0823)25-3366

法人登記の変更について 広島法務局 (082)228-5201(代表)

不動産登記の変更について 広島法務局呉支局 (0823)21-9288・9289

# 法人登記の変更 手続き先など (2～3ページ)

## ● 手続き開始

平成28年9月17日(土)以降

窓口でのお手続きは、平成28年9月20日(火)以降

## ● 法令上の登記期間

本店、法人代表者 2週間以内

支店 3週間以内

## ● 手続き先

広島法務局法人登記部門(所在地、電話番号については、12ページをご覧ください)

## ● 申請方法

窓口申請に加えて、郵送での申請も可能です。

郵送の際には、簡易書留でお願いします。(詳細は3ページをご覧ください)

## ● 登録免許税

住居表示変更通知書または証明書を添付することにより、非課税となります。

4・5ページの表に手続きの概要を示しています。

・ 住居表示による変更は、会社の移転等による住所(所在地)そのものの変更とは異なり「住所の表示変更」となるため、登録免許税は非課税になっています。  
なお、以下の費用については、みなさまのご負担(有料)となりますのでご注意ください。

本店支店の変更申請を管轄法務局で一括申請する場合  
住居表示変更以外の変更事項がある場合  
司法書士等に依頼した場合の報酬  
登記事項証明書の交付手数料

\* 本店支店の一括申請手数料の納付方法は、管轄法務局にご相談ください。

・ 法人登記・不動産登記の取扱いについて、疑問な点がある場合は、それぞれの担当登記部門へお問合せください。

法人登記 : 広島法務局 電話番号(082)228-5201(代表)  
不動産登記: 広島法務局呉支局 電話番号 (0823)21-9288・9289

・ 手続きは、平成28年9月17日(土)以降に行ってください。窓口でのお手続きは、平成28年9月20日(火)以降に行ってください。土日祝日は閉庁日です。

・ お手数ですが、法人の権利を守り、取引の安全を図るため、必要な手続きをさせていただきますようお願いいたします。

・ 法人登記の変更登記をしなかったら

本店の場合で、変更登記をしないでとくと、登記簿上の本店の所在地が旧表示のままとなり、新しい所在地の表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

・ 「変更登記申請書」は、ご自身で同様の書式で作成していただいても構いません。

・ 住居表示変更証明書は、呉市役所6階都市計画課、広市民センター又は各市民センターで、平成28年9月20日(火)以降、無料で発行いたします。また、住居表示変更通知書は、実施日以降、住居表示変更証明書としても使用できます。住居表示変更証明書の詳細は、「住所変更手続きのしおり」をご覧ください。

・ 会社以外の法人は、本店を「主たる事務所」、支店を「従たる事務所」と読み替えてください。

2

申請方法

(1) 窓口申請

管轄法務局の受付時間内に必要書類をご持参ください。

(2) 郵送申請

申請書を入れた封筒の表面に「登記申請書在中」と明記し、到達確認が可能な書留郵便で郵送してください。

(3) オンライン申請

「登記・供託オンライン申請システム」が利用できます。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

# 法人登記の変更でご注意いただきたいこと (2ページ)

- 法人登記の変更期限は法令の規定により、本店と代表者の場合2週間以内、支店の場合3週間以内となっております。
- お手数ですが、法人の権利を守り、取引の安全を図るため、必要な手続きをしていただきますよう、お願いいたします。
- 「住居表示変更通知書」は実施日以降、証明書としてお使いいただけます。通知書で枚数が不足する場合、証明書をご請求ください。請求書の請求方法は「住所変更手続きのしおり」をご覧ください。

4・5ページの表に手続きの概要を示しています。

- 住居表示による変更は、会社の移転等による住所(所在地)そのもの変更とは異なり「住所の表示変更」となるため、登録免許税は非課税になっています。  
なお、以下の費用については、みなさまのご負担(有料)となりますのでご注意ください。

本店支店の変更申請を管轄法務局で一括申請する場合  
住居表示変更以外の変更事項がある場合  
司法書士等に依頼した場合の報酬  
登記事項証明書の交付手数料

\* 本店支店の一括申請手数料の納付方法は、管轄法務局にご相談ください。

- 法人登記・不動産登記の取扱いについて、疑問な点がある場合は、それぞれの担当登記部門へお問合せください。

法人登記 : 広島法務局 電話番号(082)228-5201(代表)

不動産登記: 広島法務局呉支局 電話番号(0823)21-9288・9289

- 手続きは、平成28年9月17日(土)以降に行ってください。窓口でのお手続きは、平成28年9月20日(火)以降に行ってください。土日祝日は閉庁日です。

- お手数ですが、法人の権利を守り、取引の安全を図るため、必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。

- 法人登記の変更登記をしなかったら

本店の場合で、変更登記をしなくてよくと、登記簿上の本店の所在地が旧表示のままとなり、新しい所在地の表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

- 「変更登記申請書」は、ご自身で同様の書式で作成していただいても構いません。

- 住居表示変更証明書は、呉市役所6階都市計画課、広市民センター又は各市民センターで、平成28年9月20日(火)以降、無料で発行いたします。また、住居表示変更通知書は、実施日以降、住居表示変更証明書としても使用できます。住居表示変更証明書の詳細は、「住所変更手続きのしおり」をご覧ください。

- 会社以外の法人は、本店を「主たる事務所」、支店を「従たる事務所」と読み替えてください。



# 法人登記の変更で申請手続きが必要なもの 本店の所在地（4ページ左）

- 本店が広古新開7丁目, 8丁目, 9丁目にある場合には,  
「本店所在地の登記変更」  
が必要です。

1. まず, 本店において, 登記簿の本店の所在地を変更する手続きを行います。
2. 次に, 法人登記をしている支店がある場合には, 支店(広島法務局の管轄区域外にある場合のみ)において, 登記簿の本店の所在地を変更する手続きを行います。

法人の登記変更の申請手続きが必要なもの

	本店が実施区域内にある場合		支店が実施区域内にある場合	
手続きする事項	本店所在地の登記変更		支店所在地の変更登記	
手続き内容	(1)まず, 本店において, 登記簿の本店の所在地を変更する手続きを行う。 (2)次に, 支店(広島法務局の管轄区域外にある場合のみ)において, 登記簿の本店の所在地を変更する手続きを行う。		(1)まず, 本店において, 登記簿の支店の所在地を変更する手続きを行う。 (2)次に, 支店(本店が広島法務局の管轄区域外にある場合のみ)において, 登記簿の支店の所在地を変更する手続きを行う。	
	*なお, 本店, 支店ともに実施区域内にある場合は, 登記簿の本店所在地及び支店所在地を変更する手続きを同時に行うことができます。 また, 登記手数料を納めることによって, 本店管轄法務局で支店における登記も同時に申請することができます(本支店一括申請)。			
区分	本店における手続き	支店における手続き	本店における手続き	支店における手続き
提出先	広島法務局	支店を管轄する法務局	本店を管轄する法務局	広島法務局
法令上の登記期間	2週間以内	3週間以内	2週間以内	3週間以内
手続きに必要な書類	1 会社変更登記申請書(例2) 2 住居表示変更通知書, または住居表示変更証明書 *支店における登記も同時に申請する場合(本支店一括申請)は, 管轄法務局ごとに, 手数料300円が別途必要です。	1 会社変更登記申請書 2 本店における手続きの後, 本店において変更登記したことを証する「登記事項証明書」 *本支店一括申請を行った場合は, 本手続きは不要です。	1 会社変更登記申請書 2 住居表示変更通知書, または住居表示変更証明書 *支店における登記も同時に申請する場合(本支店一括申請)は, 管轄法務局ごとに, 手数料300円が別途必要です。	1 会社変更登記申請書 2 本店における手続きの後, 本店において変更登記したことを証する「登記事項証明書」 *本支店一括申請を行った場合は, 本手続きは不要です。

※支店におけるお手続きについては, 広島法務局法人登記部門にお問い合わせください。

# 「本店所在地の登記変更」記載例 (7ページ)

- 記載例は7ページの【例2】をご覧ください。
- 本店と法人代表者を同時に行う記載例は6ページの【例1】をご覧ください。
- 本店と法人代表者を同時に行う記載例は後のスライドでご説明いたします。

【例2】株式会社で本店が実施区域内にある場合  
※赤字部分をご記入ください。

株式会社 変更登記申請書 (注1)  
 特例有限会社

1. 会社法人等番号 2400-\_\_\_\_-\_\_\_\_ (分かる場合に記入) (注2)  
1. 商号 〇〇産業株式会社  
1. 本店 県市広古新開七丁目〇番〇号 (旧表示)  
1. 登記の事由  住居表示の変更による本店の変更  
 住居表示の変更による役員住所変更

1. 登記すべき事項 平成28年9月17日住居表示の変更  
 本店 県市広古新開七丁目〇番〇号 (新表示)  
 代表取締役  取締役 (氏名) \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税  
1. 添付書類 証明書 1通 (注3)

上記のとおり、登記の申請をします。  
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (提出日・郵送の場合は郵送日)

申請人 (本店) 県市広古新開七丁目〇番〇号 (新表示)  
(商号) 〇〇産業株式会社  
(代表者の住所) 県市中央〇丁目〇番〇号 (注4)  
(資格) 代表 取締役 (氏名) 〇〇 太郎  
連絡先の電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
広島法務局 御中 法務局届出印

(注1) 特例有限会社の場合は、「特例有限会社」にチェックし、「株式会社」を二重線で見え消してください。訂正印は不要です。  
(注2) 分かる場合に記入してください。  
(注3) 本店の所在地変更についての住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書を添付してください。  
(注4) 法務局に届け出ている印鑑を押印してください。

7

# 法人登記の変更で申請手続きが必要なもの 支店の所在地（4ページ右）

- 「支店の所在地変更」の詳細な手続き方法は、広島法務局法人登記部門にお問い合わせください。
- なお、支店の登記をされていない場合、手続きは不要です。

法人の登記変更の申請手続きが必要なもの

	本店が実施区域内にある場合		支店が実施区域内にある場合	
手続きをする事項	本店所在地の登記変更		支店所在地の変更登記	
手続内容	(1)まず、本店において、登記簿の本店の所在地を変更する手続きを行う。 (2)次に、支店(広島法務局の管轄区域外にある場合のみ)において、登記簿の本店の所在地を変更する手続きを行う。		(1)まず、本店において、登記簿の支店の所在地を変更する手続きを行う。 (2)次に、支店(本店が広島法務局の管轄区域外にある場合のみ)において、登記簿の支店の所在地を変更する手続きを行う。	
	*なお、本店、支店ともに実施区域内にある場合は、登記簿の本店所在地及び支店所在地を変更する手続きを同時に行うことができます。 また、登記手数料を納めることによって、本店管轄法務局で支店における登記も同時に申請することができます(本支店一括申請)。			
区分	本店における手続き	支店における手続き	本店における手続き	支店における手続き
提出先	広島法務局	支店を管轄する法務局	本店を管轄する法務局	広島法務局
法令上の登記期間	2週間以内	3週間以内	2週間以内	3週間以内
手続きに必要な書類	1 会社変更登記申請書(例2) 2 住居表示変更通知書または住居表示変更証明書 *支店における登記も同時に申請する場合(本支店一括申請)は、管轄法務局ごとに、手数料300円が別途必要です。	1 会社変更登記申請書 2 本店における手続きの後、本店において変更登記したことを証する「登記事項証明書」 *本支店一括申請を行った場合は、本手続きは不要です。	1 会社変更登記申請書 2 住居表示変更通知書または住居表示変更証明書 *支店における登記も同時に申請する場合(本支店一括申請)は、管轄法務局ごとに、手数料300円が別途必要です。	1 会社変更登記申請書 2 本店における手続きの後、本店において変更登記したことを証する「登記事項証明書」 *本支店一括申請を行った場合は、本手続きは不要です。

※支店におけるお手続きについては、広島法務局法人登記部門にお問い合わせください。

# 法人登記の変更で申請手続きが必要なもの 法人代表者の住所（5ページ左）

- 法人代表者の住所が広古新開7丁目、8丁目、9丁目にある場合には、

## 「法人代表者の住所変更」

が必要です。

- 本店において、登記簿の代表者の住所を変更する手続きを行う。
- 支店におけるお手続きは不要です。

手続きは、平成28年9月17日(土)以降(注1)に行うようお願いいたします。

	法人代表者の住所が 実施区域内にある場合	実施区域内にある法人が不動産を 所有している場合	
手続きをする事項	法人代表者の住所変更	不動産登記名義人の住所変更	
手続き内容	(1)本店において、登記簿の代表者の住所を変更する手続きを行う。  *なお、法人の所在地変更と代表者の住所変更は1枚の申請書により手続きできます。 (例1)	この登記手続きには、まずは法人登記簿の所在地変更前提となります。  左記の本店あるいは支店所在地の変更登記後、行ってください。	
区分	本店における手続き	広島法務局呉支店の管轄区域内の物件	広島法務局呉支店の管轄区域外の物件
提出先	本店を管轄する法務局	広島法務局呉支店	不動産の所在地を管轄する法務局
法令上の登記期間	2週間以内	登記期間については、法令上の定めはありません。 売買・贈与・抵当権の設定などの事由が発生したときに、あわせて行っても構いません。	
手続きに必要な書類	1 会社変更登記申請書(例3) 2 住居表示変更通知書、または住居表示変更証明書	支店における手続きは不要です。	1 住居表示変更通知書、または住居表示変更証明書 2 代表者の資格を証する書面(省略できる場合があります) 3 所有権登記名義人変更登記申請書(例4) 4 広古新開7丁目、8丁目及び9丁目内の不動産については、登録閉鎖期間中の手続きはできません。 *変更登記が完了すると、「登記完了証」の受け取りが必要です。登記完了証を郵送で返送すること希望する場合は、返信用封筒(郵便代の切手と簡易書留代の切手(310円)を貼付して、法務局に提出してください。
			1 法人の所在地を管轄する法務局の発行する法人所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」 2 代表者の資格を証する書面(省略できる場合があります) 3 所有権登記名義人変更登記申請書 *詳細は管轄する法務局にお問合せください。

※注1 土日祝日は閉庁日です。窓口でのお手続きは、平成28年9月20日(火)以降に行ってください。

# 「法人代表者の住所変更」記載例 (8ページ)

- 記載例は8ページの【例3】をご覧ください。
- 「本店所在地の登記変更」と「法人代表者の住所変更」は1枚の申請書で手続きできます。記載例は6ページの【例1】をご覧ください。
- 本店と法人代表者を同時に行う記載例は次のスライドでご説明いたします。

【例3】株式会社で代表者の住所が実施区域内にある場合  
※赤字部分をご記入ください。

株式会社 変更登記申請書 (注1)  
 特例有限会社

1. 会社法人等番号 2400-\_\_\_\_-\_\_\_\_ (分かる場合に記入) (注2)  
1. 商号 〇〇産業株式会社  
1. 本店 呉市中央〇丁目〇番〇号  
1. 登記の事由  ~~住居表示の変更による本店の変更~~  
 住居表示の変更による役員住所変更  
1. 登記すべき事項 平成28年9月17日住居表示の変更  
 本店  
 代表取締役  取締役 (氏名) 〇〇 太郎 の (注3)  
 住所 呉市広古新開九丁目〇番〇号 (新表示)  
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税  
1. 添付書類 証明書 1通 (注4)

上記のとおり、登記の申請をします。  
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (提出日・郵送の場合は発送日)  
申請人 (本店) 呉市中央〇丁目〇番〇号  
(商号) 〇〇産業株式会社  
(代表者の住所) 呉市広古新開九丁目〇番〇号 (新表示) (注5)  
(資格) 代表 取締役 (氏名) 〇〇 太郎  
連絡先の電話番号 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇  
広島法務局 御中 法務局届出印

(注1) 特例有限会社の場合は、「特例有限会社」にチェックし、「株式会社」を二重線で見え消してください。訂正印は不要です。  
(注2) 分かる場合に記入してください。  
(注3) 該当する代表者の役職をチェックしてください。不要な部分は二重線で見え消してください。訂正印は不要です。  
(注4) 代表者の住所変更についての住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書を添付してください。  
(注5) 法務局に届け出ている印鑑を押印してください。

8

# 「本店所在地の登記変更」と「法人代表者の住所変更」 を1枚の申請書でおこなう場合 記載例 (6ページ)

- 記載例は6ページの【例1】をご覧ください。
- 住居表示変更通知書は、本店の通知書と代表者の通知書、それぞれが必要です。

登記申請書1通を作成し、提出してください。以下、法人登記について同じです。

【例1】株式会社で本店及び代表者の住所が実施区域内にある場合

※赤字部分をご記入ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	株式会社	変更登記申請書	(注1)
<input type="checkbox"/>	<del>特例有限会社</del>		
1.	会社法人等番号	2400-____-____	(分かる場合に記入) (注2)
1.	商号	〇〇産業株式会社	
1.	本店	呉市広古新開七丁目〇番〇号	(旧表示)
1.	登記の事由	<input checked="" type="checkbox"/> 住居表示の変更による本店の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 住居表示の変更による役員住所変更	
1.	登記すべき事項	平成28年9月17日住居表示の変更	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本店	呉市広古新開七丁目〇番〇号	(新表示)
	<input checked="" type="checkbox"/> 代表取締役	<input type="checkbox"/> 取締役 (氏名) 〇〇 太郎 の	(注3)
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	呉市広古新開九丁目〇番〇号	(新表示)
1.	登録免許税	登録免許税法第5条第4号により非課税	
1.	添付書類	証明書 2通	(注4)
上記のとおり、登記の申請をします。			
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (提出日・郵送の場合は発送日)			
申請人 (本店)	呉市広古新開七丁目〇番〇号	(新表示)	
(商号)	〇〇産業株式会社	(注5)	
(代表者の住所)	呉市広古新開九丁目〇番〇号	(新表示)	(注6)
(資格)	代表取締役 (氏名) 〇〇 太郎		
連絡先の電話番号	〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇		
広島法務局	御中		法務局届出印

(注1) 特例有限会社の場合は、「特例有限会社」にチェックし、「株式会社」を二重線で見え消してください。訂正印は不要です。

(注2) 分かる場合に記入してください。

(注3) 該当する代表者の役職をチェックしてください。不要な部分は二重線で見え消してください。訂正印は不要です。

(注4) 本店・代表者の住所がすべて変わる場合、住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書をそれぞれ添付してください。

(注5) 申請人は、法人の登記簿上の代表者です。代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

(注6) 法務局に届け出ている印鑑を押印してください。

# 法人登記 変更登記申請書様式

- 配布物の中に、法人登記の変更登記申請書を同封しております。
- また、呉市ホームページでも様式をPDFとワードファイルで公開しておりますので、ご利用ください。

呉市ホームページ [www.city.kure.lg.jp](http://www.city.kure.lg.jp)

行政の窓口 → 組織で探す →

都市部 都市計画課 →

広古新開7丁目・8丁目・9丁目の住居表示再整備

受付番号系貼付欄（※法務局使用欄）

株式会社 変更登記申請書  
 特例有限会社

1. 会社法人等番号 2400-\_\_\_\_-\_\_\_\_ (分かる場合に記入)  
1. 商号 \_\_\_\_\_  
1. 本店 \_\_\_\_\_  
1. 登記の事由  住居表示の変更による本店の変更  
 住居表示の変更による役員住所の変更  
1. 登記すべき事項 平成28年9月17日住居表示の変更  
 本店 \_\_\_\_\_ の  
 代表取締役  取締役 (氏名) \_\_\_\_\_ の  
 住所 \_\_\_\_\_  
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税  
1. 送付書類 証明書 \_\_\_\_\_ 通

上記のとおり、登記の申請をします。  
平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 (提出日・届出の場合に別途目)  
申請人 (本店) \_\_\_\_\_  
(商号) \_\_\_\_\_  
(代表者の住所) \_\_\_\_\_  
(商号) 代表 取締役 (氏名) \_\_\_\_\_  
連絡先の電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_  
広島法務局 御中

法務局届出印

# その他手続き

法人登記をされている  
法人事業所様向け



# 法人登記の変更で申請手続きが必要なもの 不動産登記名義人の住所（5ページ右）

手続きは、平成28年9月17日(土)以降(注1)に行うようお願いいたします。

- 不動産の登記期間については、法令上の定めはありません。
- 売買・贈与・抵当権の設定などの事由が発生したときに、あわせて行っても構いません。

1. まずは法人登記の所在地変更を行ってください。

※ 広古新開7丁目、8丁目及び9丁目内の不動産については、登記閉鎖期間中の手続きは出来ませんので、ご注意ください。

	法人代表者の住所が実施区域内にある場合	実施区域内にある法人が不動産を所有している場合	
手続きをする事項	法人代表者の住所変更	不動産登記名義人の住所変更	
手続き内容	(1)本店において、登記簿の代表者の住所を変更する手続きを行う。 *なお、法人の所在地変更と代表者の住所変更は1枚の申請書により手続きできます。(例1)	この登記手続きには、まずは法人登記簿の所在地変更が前提となります。 左記の本店あるいは支店所在地の変更登記後、行ってください。	
区分	本店における手続き	広島法務局呉支店の管轄区域内の物件	広島法務局呉支店の管轄区域外の物件
提出先	本店を管轄する法務局	広島法務局呉支店	不動産の所在地を管轄する法務局
法令上の登記期間	2週間以内	登記期間については、法令上の定めはありません。売買・贈与・抵当権の設定などの事由が発生したときに、あわせて行っても構いません。	
手続きに必要な書類	1 会社変更登記申請書(例3) 2 住居表示変更通知書、または住居表示変更証明書	支店における手続きは不要です	1 住居表示変更通知書、または住居表示変更証明書 2 代表者の資格を証する書面(省略できる場合があります) 3 所有権登記名義人変更登記申請書 (例4) * 広古新開7丁目、8丁目及び9丁目内の不動産については、登記閉鎖期間中の手続きはできません。 * 変更登記が完了すると、「登記完了証」の受け取りが必要です。登記完了証を郵送で返送することを希望する場合は、返信用封筒に郵便代の切手と簡易書留代の切手(310円)を貼付して、法務局に提出してください。
			1 法人の所在地を管轄する法務局の発行する法人所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」 2 代表者の資格を証する書面(省略できる場合があります) 3 所有権登記名義人変更登記申請書 * 詳細は管轄する法務局にお問合せください。

※注1 土日祝日は閉庁日です。窓口でのお手続きは、平成28年9月20日(火)以降に行ってください。

# 関係機関案内

## (12ページ)

- **法人登記**のご不明な点については、**広島法務局**へお問い合わせください。
- **不動産登記**のご不明な点については、**広島法務局呉支局**、または管轄法務局へお問い合わせください。

### 関係機関案内

法人登記の変更について 広島法務局 (082)228-5201(代表)  
〒730-8536  
広島市中区上八丁堀 6-30 合同庁舎 3号館 2階  
午前 8時 30分から午後 5時 15分まで



不動産登記の変更について 広島法務局呉支局 (0823)21-9288・9289  
〒737-0051  
呉市中央3丁目9番15号 呉地方合同庁舎  
午前 8時 30分から午後 5時 15分まで



以上が、法人登記をされている法人  
事業所様への説明となります。

住居表示再整備に、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

住所変更手続きに関するお問い合わせ先

呉市 都市計画課 総務グループ

住所 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所6階

電話 (0823)25-3366